

令和8年度福井県ひきこもり地域支援センター運営業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

この要領は、福井県が実施する「令和8年度 福井県ひきこもり地域支援センター運営業務」において、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者を選定する手続きについて、必要事項を定める。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務の名称

「令和8年度福井県ひきこもり地域支援センター運営業務」

(2) 業務内容

- ・「令和8年度福井県ひきこもり地域支援センター運営業務委託契約書」(案)
- ・「令和8年度福井県ひきこもり地域支援センター運営業務委託仕様書」(案)

(3) 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※令和9年度以降においては、令和8年度の実績を踏まえたうえで、令和12年度までを目安に同じ業者に委託予定(ただし、令和9年度以降各年度の当初予算発効時において確定)

(4) 委託契約金額の上限

20,949千円(消費税および地方消費税を含む)

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、(1)から(7)までの条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 福井県の全ての県税ならびに消費税および地方消費税において滞納がない者であること。
- (5) 福井県内に本店、支店または事業所等の事務所を有している者であること。
- (6) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有するものであること。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 説明会の開催

今回の公募型プロポーザルに関する説明会を開催する。なお、説明会への参加はプロポーザル応募の要件ではありません。

(1) 日時

令和8年1月27日（火） 13時30分から15時00分まで

(2) 場所

福井県特別支援教育センター 会議室（福井市四ツ井2丁目8-1）

(3) 「説明会参加申込書」の提出

令和8年1月23日（金）午後5時までに「説明会参加申込書」（様式1）を電子メールで提出すること。これ以降に、参加を希望される場合は、電話（福井県障がい福祉・精神保健相談所：0776-84-8233）で連絡すること。

※参加される方はホームページ掲載の資料を印刷し、説明会当日に持参すること。

5 プロポーザル参加予定の登録について

当該プロポーザルへの参加を予定する者は、下記により、参加の登録をすること。

(1) 提出書類

「参加予定登録票」（様式2）

(2) 提出方法

郵送または電子メール

(3) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時 必着

ただし、「11 プロポーザルに関する質問」については、令和8年2月12日（木）までに回答することとしているため、「参加予定登録票」の提出が令和8年2月12日（木）以降となった参加予定登録者へは、登録票の提出を受け、都度、回答するものとする。

(4) 提出先

① 郵送

〒910-0846

福井市四ツ井2丁目8-1

福井県障がい福祉・精神保健相談所 精神保健福祉課 あて

② E-mail

fukusiso@pref.fukui.lg.jp

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類および提出部数

提出書類	提出部数
企画提案書（様式3）※	正本1部 副本5部
県税を滞納していないことの証明 （令和8年1月1日以降発行のもの）	1部
消費税および地方消費税を滞納していないことの証明 （令和8年1月1日以降発行のもの）	1部
会社等概要説明書 （会社案内など福井県内にある事務所についての説明があるもの）	7部
財務諸表 （直近の決算3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し）	1部
提案を求める業務と同種または類似の業務の契約実績に関する書類 （契約書の写し等） または、提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績の分かる書類	1部

(2) 提出方法

持参または郵送（書留）によること。

(3) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時 必着

※提出後の企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出先

〒910-0846

福井市四ツ井2丁目8-1

福井県障がい福祉・精神保健相談所 精神保健福祉課 あて

7 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する（令和8年2月27日（金）予定）。
プレゼンテーションの日程等は、企画提案書の提出者に別途通知する。

プレゼンテーションは、既提出の企画提案書に基づき説明すること。

なお、HDMIで接続できるプロジェクターは準備するので、使用する場合は接続できるパソコンを持参すること。

8 契約先候補者の決定

県は、企画提案書を総合的に審査し、総合点が最も高かった者を契約先候補者に決定する。

本プロポーザルにより決定するのは、契約先候補者であり、契約の相手方の決定は10による。

9 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、企画提案書を提出した全員に選定または非選定について書面で通知する。
- (2) 契約先候補者に選定されなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合において、県は、書面の提出があった日から15日以内に書面で回答する。

10 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、契約先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、契約を締結する。
なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。
- (2) 契約先候補者が、契約締結までの間に3の各号のいずれかに該当しないこととなった場合には、県は契約を締結しないことができる。その場合において、県は一切の損害賠償の責めを負わない。

11 プロポーザルに関する質問

質問は、質問票（様式4）により、電子メールにより、福井県障がい福祉・精神保健相談所まで提出すること（令和8年2月5日（木）午後5時必着。提出先は、問い合わせ先参照）。なお、軽易な質問については、電話で問い合わせることも可能とする。

質問に対する回答は、全ての参加予定登録者に対し、令和8年2月12日（木）までに電子メールにより行うほか、福井県障がい福祉・精神保健相談所ホームページにて掲載する。（ただし、5（1）の「参加予定登録票」の提出が令和8年2月12日（木）以降となった参加予定登録者には、都度、回答するものとする。）

12 企画提案書等の情報公開

選定結果として、企画提案者の名称、審査結果概要等の公表を行う場合がある。また、県民等から福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）第6条第1項の規定による公開請求があったときは、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

13 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
なお、12による情報公開を除き、当該書類を企画提案者に無断で使用することはない。
- (2) 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
- (4) このプロポーザルに係る一連の手續および契約に関する手續において使用する言語および通貨は、商標および固有名称を除き日本語および日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。

14 問い合わせ先

福井県障がい福祉・精神保健相談所 精神保健福祉課 奥山・粟津
TEL 0776-84-8233
E-mail fukusiso@pref.fukui.lg.jp